

# 寄附金税額控除が創設されました



平成20年4月30日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により寄附金税制が拡充され、ふるさと納税（寄附金税額控除）制度が創設されました。平成20年1月1日以降に行われた寄附金から新しい制度の対象となり、平成21年度分以降の個人市民税から適用されます。

「ふるさと納税制度」は「ふるさと」に対し、貢献または応援したいという納税者の皆様の思いに応えるために創設されました。

「ふるさと納税」と呼ばれていますが、ふるさとの地方公共団体に直接納税するわけではありません。

具体的には、**ふるさとの地方公共団体に対する寄附金**のうち5千円を超える部分を控除対象寄附金とし、個人住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて控除される制度です。個人住民税については従来の所得控除方式が税額控除方式に変更されています。

結果として税額控除分については、「寄附金」の形態をとって「ふるさと」の地方公共団体に納税したのと同じ効果を生じることになります。

なお、寄附金は出身地・住所地の地方公共団体に限らず、全国すべての地方公共団体がこの制度における寄附の対象となります。

## ◆寄附金税制の改正

	平成20年度以前	平成21年度以降
控除の対象となる寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体（都道府県・市区町村）</li> <li>住所地の都道府県共同募金会</li> <li>住所地の日本赤十字社の支部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体（都道府県・市区町村） =ふるさと納税</li> <li>住所地の都道府県共同募金会</li> <li>住所地の日本赤十字社の支部</li> <li>県が指定した団体（県税分）</li> <li>市が指定した団体（市税分）</li> </ul>
控除の方法	所得控除方式	税額控除方式
寄附金控除の適用対象額	10万円を超える額	5千円を超える額
住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社の支部へ寄附した場合の控除額	適用金額×控除率（県民税4%・市民税6%）	
県または市が指定した団体へ寄附した場合の控除額	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>適用対象金額×県民税4%</li> <li>適用対象金額×市民税6%</li> </ul> 県または市の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、該当一方に係る控除率のみ適用
地方公共団体へ寄附した場合の控除額	適用金額×控除率（県民税4%・市民税6%）	（1）適用対象金額×控除率（10%） （2）適用対象金額×{90%－（0～40%）} 上記（2）における（0～40%）とは、6段階からなる所得税の税率を表しており、そのうち、寄附者に適用される所得税のもっとも高い税率が適用
寄附金控除の限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%

**問い合わせ先** 本庁 税務課 市民税グループ ☎52-1111（内線232）